

令和2年(2020年)7月15日(水曜日)

三島駅南口再開発
東京高裁控訴棄却

三島駅南口西街区の
開発事業を巡り、三島
市が市土地開発公社か
ら事業地の買い取りを
怠ったのは違法行為に
当たるとして、「三島
駅南口の整備を考える
市民の会」の渡辺豊博
代表が豊岡武十市長を
相手取り、違法確認を
求めた控訴審判決で、
東京高裁は14日、原告
側の訴えを「不適法」
とした一審静岡地裁判
決を支持し、控訴を棄
却した。

原告側は市が公社か
ら事業地を買い取って
隣接地と一括売却すれ
ば利益を得られたにも
関わらず、買い取り
請求権の行使を怠った
ため安価で取引された
—なごと主張してい

た。これに対し、判決
では転売利益の発生が
明らかでなく、結果的
に発生する可能性があ
ったとしても本件の買
取り請求権が地方自
治法上の「財産」には
当たらないと判断。そ
のため、財産管理を怠
る事実の違法確認を提
起する要件は満たさな
いとされた。

渡辺代表は判決を受
け、「相場の半額ほど
で土地が売られたのは
なぜか。市民の素朴な
疑問に答えてほしかっ
たが、審判の土俵にも
上げてもらえず残念」
と述べ、最高裁に上告
する意向を示した。

市側は「適正価格に
より、関係法令に基づ
いて土地を売却した」
とし、判決を「正当性
が証明された」とコメ
ントした。